

令和 7 年 鰯ヶ沢町農業委員会 第 7 回定例総会会議録

令和 7 年 7 月 9 日（水）午前 1 0 時 0 0 分開議
鰯ヶ沢町役場 2 階庁議室

1. 開会
2. 会期の決定
3. 会議録署名者の指名及び書記の任命
4. 諸般の報告
5. 議案の上程
6. 議案の審議（許可・承認）
7. 閉 会
8. その他

◎出席委員 14名

1 番 神 文人	8 番 神 秀穂
2 番 花田 清美	9 番 野呂 奈穂子
3 番 一戸 悦雄	10 番 佐藤 松子
4 番 長谷川 貴輝	11 番 木村 暢子
5 番 大谷 大輝	12 番 三上 三樹
6 番 木村 優仁	13 番 工藤 清
7 番 今 仁司	14 番 木村 賢一

事務局	1. 開会 ただ今より令和7年第7回定例総会を開会致します。 はじめに、木村会長より挨拶をお願いします。
会長	(会長挨拶)
事務局	それではこれから会議に入ります。鯉ヶ沢町農業委員会会議規則第5条の規定により議長は会長が務めることとなっておりますので、議事は木村会長が進行します。会長、よろしくお願いします。
議長	ただ今の出席委員は14名中14名でございます。よって本日の定例総会は定足数に達しておりますので会議は成立致しました。 (午前10時00分)
議長	2. 会期の決定 審議に入ります。まず会期の決定を議題と致します。本日の会期は、午前10時から正午までとします。この議題にご異議ございませんか。 〔「異議なし」という声あり〕 異議なしということでありますので、本日の会期は午前10時から正午までと決定致します。
議長	3. 会議録署名者の指名及び書記の任命 会議録署名者の指名及び書記の任命については本総会会議規則第14条第2項の規定により議長が指名致します。会議録署名者を2番の花田清美委員、9番の野呂奈穂子委員をお願いします。 書記については事務局職員をお願いします。
事務局	4. 諸般の報告 諸般の報告を事務局お願いします。

報告第 1 号

令和 7 年 6 月 2 日

「農地の転用事案に関する照会」に対する調査

場 所：鰯ヶ沢町大字中村町字上山ノ井 50 番 2

鰯ヶ沢町大字姥袋町字霜坂熊ヶ沢 47 番 2

出席者：今仁司委員、三上三樹委員、寺沢里志推進委員
事務局（工藤、齋藤）

報告第 2 号

令和 7 年 6 月 10、12、13 日

鰯ヶ沢町第 2 回定例会

場 所：鰯ヶ沢町役場 議場

出席者：木村会長、碓谷事務局長

報告第 3 号

令和 7 年 6 月 14 日

農地移動適正化あっせん委員会

場 所：鰯ヶ沢町役場 1 階談話室 1

出席者：神文人委員、茶谷秀光推進委員、事務局（工藤、齋藤）

報告第 4 号

令和 7 年 6 月 19 日

農業委員会和解仲介

場 所：鰯ヶ沢町役場 1 階談話室 1

出席者：三上三樹委員、事務局（工藤、齋藤）

報告第 5 号

令和 7 年 6 月 24 日

農地法第 3 条許可申請に係る事前調査会

場 所：舞戸町字下富田地内、中村町字下清水崎地内、
南浮田町東田大堤ノ沢地内、建石町字成沢地内
中村町字下清水崎地内、北浮田町字外馬屋地内

出席者：神秀穂委員、一戸悦雄委員、佐藤庸貴推進委員
事務局（工藤、齋藤）

それでは報告案件の 1 番について詳細を説明します。

令和 7 年 5 月 20 日及び 27 日付けで農地の転用事実に関する照会が青森地方法務局五所川原支局よりありましたので、下記のとおり調査、報告しております。

申請者の住所及び氏名は記載のとおりであります。

土地の所在は大字中村町字上山ノ井 50 番 2 登記地目は畑 面積は 1,752 m² となっております。

この土地について、原野に地目変更する申請があったことから、照会があったものです。

調査については、6 月 2 日に現地確認をしており、その調査員として、今 仁司委員、三上三樹二委員、寺沢里志推進委員の 3 名に判断していただいております。

調査した結果、現地は数年前から不耕作の土地で、樹木等が生え原野化している状況にありました。

事務局	今回の申請については、現地調査にあたった委員3名とも非農地であると判断いたしました。 次に、申請者の住所及び氏名は記載のとおりであります。 土地の所在は大字姥袋町字霜坂熊ヶ沢 47 番 2 登記地目は田 面積は 121 m² となっております。 この土地について、宅地に地目変更する申請があったことから、照会があったものです。 調査については、6月2日に現地確認をしており、その調査員として、今 仁司委員、三上三樹委員、寺沢里志推進委員の3名に判断していただいております。 申請者の立会いの下調査した結果、現調査した結果、現地は数十年前からの農業用倉庫として使用している状況にありました。 今回の申請については、現地調査にあたった委員3名とも非農地であると判断いたしました。 法務局には通知があった日から 2 週間以内に回答することとなっていることから、令和7年6月2日に非農地として回答しております
議長	5. 議案の上程 議案の上程を致します。 議案第20号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について 議案第21号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可処分の取消しについて 議案第22号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について 議案第23号 農地中間管理事業における農地利用集積等促進計画の作成について 議案第24号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について 議案第25号 令和7年度西・つがる地区農業委員会大会における要望書（案）について 以上6議案を上程致します。
議長	6. 議案の審議 議案第20号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について事務局に説明を求めます。 なお、番号80番については、「議事参与の制限」の規定に該当する案件がありますので、関連する私が一時退席しますので議長を暫時の間、神文人職務代理者と交代いたします。
議場	(会長 退席)

議長 (神 職務代理)	暫時の間、議長を勤めさせていただきます。 議案第 20 号、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可のうち、番号 80 番について事務局に説明を求めます。
事務局	それでは議案第 20 号番号 80 番の説明に入ります。7 ページをお開き下さい。 番号 80 番 農地の所在 大字建石町字成沢 171 番 5 地 目 登記、現況、ともに田 面 積 3,770 m² 譲渡人と譲受人は記載のとおりです。 知人間による贈与による所有権です。 次に、詳細については 9 頁をご覧ください。 法第 3 条第 2 項の第 1 号から第 6 号までのうち、第 2 項第 6 号をご覧ください。 番号 80 番については野菜等を作付けしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画であります。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。 なお、6 月 24 日に神秀穂委員一戸悦雄委員、佐藤庸貴推進委員、事務局が現地調査を行い、周辺の利用状況を確認しました。 その結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。 以上で説明を終わります。
議長 (神 職務代理)	番号 80 番について、ご異議、ご質問等を許します。 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長 (神 職務代理)	異議なしとのことですので、採決致します。 議案第 20 号、番号 80 番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
議場	(全員挙手)
議長 (神 職務代理)	全員賛成ですので議案第 20 号、番号 80 番について、原案どおり承認することに決定しました 退席していた委員の着席をお願いします。 これで議長代理を終了させていただきます。
議場	(会長 着席) ～ 議長交代 ～ 続いて、ただいま承認されたもの以外について、事務局に説明を求めます。
事務局	それでは 6 頁をお開きください。 番号 76 番 農地の所在 大字一ッ森町字大谷小然 21 番 1 地 目 登記、現況ともに田

面 積 6, 7 2 6 m²
外 畑 1 筆で合計面積は8, 9 8 0 m²
3 条賃貸借です。貸付人と借受人は記載のとおりです。
利用目的は 田 1 0 a 当り 3 0 kg で契約です。

番号 7 7 番
農地の所在 大字舞戸町字下富田 1 2 番 1
地 目 登記、現況ともに田
面 積 6 9 4 m²
知人間の売買です。譲渡し人と譲受人は記載のとおりです。

番号 7 8 番
農地の所在 大字南浮田町字東田大堤ノ沢 5 9 番 1
地 目 登記、現況ともに田
面 積 6 5 7 m²
外 6 筆で、合計面積は5, 3 1 6 m²です。
あっせんによる売買です。譲渡し人と譲受人は記載のとおりです。

番号 7 9 番
農地の所在 大字建石町字成沢 4 8 番 1
地 目 登記 畑、現況 樹園地
面 積 6, 9 3 9 m²
外 1 筆で 合計面積は1 1, 6 3 9 m²です。
知人間の売買です。譲渡し人と譲受人は記載のとおりです。

このことについて、資料 8 頁をごらんください。

法第 3 条第 2 項の第 1 号から第 6 号までのうち、第 2 項第 6 号をご覧ください。

番号 7 7 番については野菜等を作付けしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画であります。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

なお、6 月 2 4 日に神 秀穂委員、一戸悦雄委員、佐藤庸貴推進委員と事務局が現地調査を行い、周辺の利用状況を確認しました。

その結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号 7 8 番については水稻を作付けしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画であります。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

なお、6 月 2 4 日に神 秀穂委員、一戸悦雄委員、佐藤庸貴推進委員と事務局が現地調査を行い、周辺の利用状況を確認しました。

その結果、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

番号 7 9 番についてはりんごを作付けしており、所有権移転後においても同様の管理を行う計画であります。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

なお、6 月 2 4 日に神 秀穂委員、一戸悦雄委員、佐藤庸貴推進委員と事務局が現地調査を行い、周辺の利用状況を確認しました。

事務局	その結果、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。
議長	ただいまの番号78番、については、あっせん委員会が開催されておりますので、当日のあっせん委員にあたった推進委員の茶谷秀光推進委員より、結果報告をお願いします。
茶谷秀光 推進委員	それでは、農用地売買あっせん結果についてご報告いたします。 議案第20号78番をご覧ください。 譲渡人の住所、氏名については記載のとおりです。 譲受人の住所、氏名についても記載のとおりです。 譲渡人所有の南浮田町字東田大堤ノ沢59番1、登記簿地目現況ともに田、面積が657㎡、外6筆で合計面積5,315㎡の移動に関して、令和7年6月16日午前9時から、あっせん委員会を開催いたしました。 会長から指名されましたあっせん委員は私と農業委員の神文人職務代理の2名です。 本件に関して、よく事情を聞き取りし、検討した結果、双方の申し出が適正であると認められたので、売買価格を約106万とすることに異議ないものとして決定し、あっせんが成立いたしました。 なお、10アール当たりでは、約20万円となります。 上報告を終わります。
議長	それでは議案第20号について審議に入ります。 議案第20号につきまして、ご異議、ご質問等を許します。 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。
議場	〔「異議なし」という声あり〕
議長	異議なしとのことですので、採決致します。 議案第20号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
議場	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので議案第20号は、原案どおり承認することに決定しました。 続きまして議案第21号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分取消しについて、事務局に説明を求めます。
事務局	議案第21号について説明いたします。10頁をお開きください。 番号1番 農地の所在 大字中村町字下清水崎42番1 地 目 登記、現況ともに田 面 積 466㎡

事務局	5 条転用を申請するため、7 年 4 月 1 1 日に農地法 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、許可双方から許可処分の取り消し申請があったことから承認を求めるものであります。
議長	それでは審議に入ります。議案第 2 1 号について、ご異議、ご質問等を許します。 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。
議場	「異議なし」という声あり
議長	異議なしとのことですので、採決いたします。議案第 2 1 号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
議場	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可処分の取消しについて、原案のとおり承認することに決定いたしました。 続きまして議案第 2 2 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、事務局に説明を求めます。
事務局	議案 2 2 号 について、1 1 頁をお開きください。 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてであります。これは法第 5 条第 1 項及び同条第 3 項の規定により許可申請のあった農地転用に係る所有権移転の許可については、農業委員会の意見を付して県知事に送付する必要があることから上程するものであります。 番号 1 番 農地の所在 大字中村町字下清水崎 4 2 番 1 地 目 登記、現況ともに田 面 積 4 6 6 m² 譲渡人と譲受人は記載のとおりです。 売買による所有権移転です。 転用理由は一般住宅の建設であります。 申請地ですが、1 2 ページの地図をご覧ください。 申請地はその他の農地（第 2 種農地）と判断され、許可相当と認められます。 なお、事前調査会が開催されておりますので、一般基準等の内容説明は省略いたします。 番号 2 番 農地の所在 北浮田町字外馬屋 1 2 5 番 地 目 登記、現況ともに畑 面 積 1, 6 3 7 m² 外 畑が 1 筆で合計面積は 7, 0 7 6 m² 譲渡人と譲受人につきましては記載のとおりです。 畑の地盤高の掘下げのための一時転用となっております。 番号 3 番

事務局

農地の所在 北浮田町字外馬屋 1 2 4 番 1
地 目 登記、現況ともに田
面 積 2 2, 8 2 2 m²のうち 1, 0 4 0 m²
譲渡人と譲受人につきましては記載のとおりです。
土採取のための運搬路としての一時転用として併せて申請されております。

申請地ですが、1 3 ページの地図をご覧ください。

申請箇所 1 となっている農地の地盤高を下げるという地形の変更を行うことから一時転用を行う必要があるため申請されたものです。

また、申請箇所 1 に隣接した農道がありますが、大型重機の通行が難しいことから申請箇所 2 のとおり搬出路を設定することから、併せて一時転用を申請しております。

必要最小限の面積であり、終了後は速やかに農地に復元することとなっていることから、許可相当と認められます。

なお、事前調査会が開催されておりますので、一般基準等の内容説明は省略いたします。

以上です。

議長

ただいま事務局から議案第 2 2 号について説明がありましたが、この件について事前調査会を開催しておりますので、当日調査にあたった神秀穂委員より調査結果をお願いします。

神秀穂 委員

令和 7 年 6 月 2 4 日、一戸 悦雄委員、佐藤 庸貴雄推進委員、事務局とともに農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請のあった事前調査結果について報告します。

議案第 2 2 号 1 番をご覧ください。

申請者の住所、氏名及び申請内容は記載のとおりです。

申請地は、中村町字下清水崎 4 2 番地 1、面積は 4 6 6 平方メートル、登記地目現況とも田、となっております。

一般基準からみた判断を申し上げます。

今回の申請内容は住宅の建設するための転用申請です。

一般住宅の許可基準は宅地面積が 5 0 0 m²以内、建蔽率が 2 0 % 以上となっており、土地利用計画図ではその基準を満たしております。

周囲の状況は、隣接する農地の所有者からも同意を得ていることから、営農上の支障等はないものと見てまいりました。

また、資金関係にも問題はなく、県の許可後においても、直ちに着工される計画であります。

次に、議案第 2 2 号 2 番をご覧ください。

申請者の住所、氏名及び申請内容は、記載のとおりです。

申請地は北浮田町字外馬屋 1 2 5 番、外 2 筆、一時転用の合計面積は、8, 1 1 6 m²となっております

本申請の一般基準からみた判断を申し上げます。まず外馬屋 1 2 5 番、1 2 8 番については、畑の地盤が隣接農地と比べて高いため掘下げをおこない、畑の集水環境を良くするための一時転用であります。

周辺農地に及ぼす影響等についてですが、北側、北西側に隣接する農道からは約 3 メートルの保安区域を設ける内容であることから、問題ないと見てまいりました。

続いて、外馬屋 1 2 4 番 1 の一時転用の土・採取運搬路についてですが、運搬路全てに鉄板を敷き使用し、隣接する農地には土止め工事をしながら、雨水・土

神秀穂 委員	砂が流出しないようにする計画であり、一時転用終了後には、確実に農地に復旧することが申請者と地権者との間で確約されており、問題はないとみました。また、資金関係については、残高証明書が提出されており、県の許可後においても、直ちに着工される計画であることから、本申請は許可相当と認められました。 以上、事前調査結果の報告を終わります。
議長	報告ありがとうございます。それでは議案第２２号について審議に入ります。議案第２２号についてご異議、ご質問を許します。 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。
議場	「異議なし」という声あり
議長	異議なしとのことですので、採決いたします。議案第２２号について原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、賛成の方は挙手お願いします。
議場	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第２２号 農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見については、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定いたしました。 続きまして議案第２３号農地中間管理事業における農地利用集積等促進計画の作成についての承認について事務局に説明を求めます。
事務局	それでは議案第２３号に入ります。１４ページをお開き下さい。 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農地利用集積等促進計画案について意見を求めるものであります。 番号１５番 農地の所在 大字建石町字大平１４０番 地 目 登記、現況ともに田 面 積 ５０７㎡ 外１筆で、合計面積は ４，５８２㎡です。 貸借権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。 利用目的は田 期間は１０年、１０ａ当り９，５００円で契約です。 番号１６番 農地の所在 大字建石町字大平１２２番１ 地 目 登記、現況ともに田 面 積 ３，９２０㎡ 外４筆で、合計面積は１３，５２９㎡です。 貸借権を設定する者と受ける者は記載のとおりです。 利用目的は田 期間は１０年、１０ａ当り９，５００円で契約です。 以上で説明を終わります。
議長	それでは審議に入ります。議案第２３号について、ご異議、ご質問等を許します。 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするよう

議長

うお願いします。

議場

「異議なし」という声あり

議長

異議なしとのことですので、採決いたします。議案第23号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議場

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、農地中間管理事業における農地利用集積等促進計画の作成についての承認について原案のとおり承認することに決定いたしました。

事務局

続きまして議案第24号令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についての承認について事務局に説明を求めます。

それでは議案第24号の説明に入ります。15ページをお開き下さい。

農業委員会に関する法律第37条の規定に基づき、農地利用の最適化の推進の状況や農業委員会の事務の実施状況について公表することについて承認を求めるものであります。

令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況について説明いたします。

1 農業委員会の状況については、お読み取りください。

16ページ II 最適化活動の実施状況であります。農地の集積の目標年度は令和12年度で90%を目標にしています。令和6年度の新規集積目標は、184haで実績は5haとなっており、年度末の累計集積面積は1,719ha、集積率は52.95%と年度では目標を下回り、累積でも目標を下回っております。

(2) 遊休農地については、9haの解消を目標にしておりましたが、残念ながら解消には至りませんでした。新規発生はしておりません。

(3) 新規参入の促進

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する面積の目標は12.3ha 実績は無しでした。

2 (1) 最適化活動の活動を行う日数目標は月5回ですが平均すると月3回となっております。

(2) 活動月間の目標回数は3回で9月、10月1月と設定し実績も同様であります。

(3) 新規参入相談会の開催目標を1回としていましたが、開催出来ませんでした。

推進委員等の点検評価結果は、目標に対して大幅に上回る結果を得られたは2人、期待を上回る結果を得られたは3人、期待どおりの結果が得られたは5人、期待を下回る結果となったのは15人でした。

III 事務の実施状況については

1. 総会が12回実施しています。

事務局	2. 農地法 3 条に基づく許可事務は、42 件実施し処理期間は平均 25 日となっております。 3. 転用については、年間 4 件、処理日数は平均 30 日となっております。 4. 違反転用については 0 件となっております。 以上で説明を終わります。
議長	それでは議案第 24 号について審議に入ります。 議案第 24 号についてご異議、ご質問等を許します。 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。
議場	「異議なし」という声あり
議長	異議なしとのことですので、採決いたします。議案第 24 号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
議場	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので議案第 24 号、「令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について原案のとおり承認することに決定いたします。 続きまして議案第 25 号令和 7 年度西・つがる地区農業委員会大会における要望（案）について事務局に説明を求めます。
事務局	令和 7 年度西・つがる地区農業委員会大会における要望について、皆さんから要望案があればお願いします。 無いようですので、事務局より「後継者等担い手への総合的な支援」に関する要望を提案したいと思います。
議長	それでは議案第 25 号について審議に入ります。 議案第 25 号についてご異議、ご質問等を許します。 なお、質問等をする委員は挙手して委員番号と氏名を言ってから発言をするようお願いします。
議場	「異議なし」という声あり
議長	異議なしとのことですので、採決いたします。議案第 25 号について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
議場	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので議案第 25 号、令和 7 年度西・つがる地区農業委員会大会における要望（案）について、原案のとおり承認することに決定いたします。
	7. 閉会
議長	以上で本日の議案の審議は全て終了致しました。みなさんご協力ありがとうございました。

議長	これもちまして令和7年第7回定例総会を閉会いたします。 その他として事務局から連絡事項をお願いします。
	8. その他 ・ 次回の総会は8月12日（火）午前10時に開催予定。 その他、特になければこれで全日程を終了いたします。
	会 長 木 村 賢 一 会議録署名者 花 田 清 美 〃 野 呂 奈穂子